

平成 28 年 9 月 30 日

各 位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社  
(管理会社コード 13444)  
代表者名 取締役社長 松田 通  
問合せ先 ディスクロージャー部 宇野 誠朗  
(TEL. 03-6250-4910)

### ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 銘柄名 (コード)

MAXIS トピックス・コア30上場投信	(1344)
MAXIS 日経225上場投信	(1346)
MAXIS トピックス上場投信	(1348)
MAXIS トピックスリスクコントロール(5%)上場投信	(1567)
MAXIS トピックスリスクコントロール(10%)上場投信	(1574)
MAXIS JPX日経インデックス400上場投信	(1593)
MAXIS S&P三菱系企業群上場投信	(1670)

##### 2. 変更の理由

信用リスクを適正に管理する方法を新たに定める(分散型に分類)とともに、約款記載の整備を行うため、信用リスク集中回避のための投資制限の追加および所要の記載整備を行う。

##### 3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

##### 4. 日程

平成 28 年 9 月 30 日	金融庁届出日
平成 28 年 10 月 15 日	変更日

##### 5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

# 投資信託約款の変更の案

## MAXIS トピックス・コア30 上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p>③ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>
<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>	<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>
<p>(交換の指図等) 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれ</p>	<p>(交換の指図等) 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含ま</p>

<p>る場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>	<p>れる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>
--	---

以 上

# 投資信託約款の変更の案

MAXIS 日経225上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p>③ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>
<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>	<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>
<p>(交換の指図等) 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>	<p>(交換の指図等) 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>

<p>わらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>	<p>かわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>
---	--

以 上

# 投資信託約款の変更の案

## MAXIS トピックス上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>
<p>（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略）</p> <p>③ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略）</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>
<p>（収益の分配） 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>	<p>（収益の分配） 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>
<p>（交換の指図等） 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>	<p>（交換の指図等） 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>

<p>わらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>	<p>かわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>
---	--

以 上

# 投資信託約款の変更の案

MAXISトピックスリスクコントロール（5%）上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p>② <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(投資の対象とする資産の種類) 第18条（略）</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>
<p>(利害関係人等との取引等) 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、<u>第18条第1項および前条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、<u>第18条第1項および前条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができる、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(利害関係人等との取引等) 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、<u>前2条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、<u>前2条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができる、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、<u>第34条各</u>項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬</p>	<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、<u>第34条各</u>号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬</p>



<p>に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。(略)</p>	<p>に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。(略)</p>
<p>(附則) 第1条 <u>削除</u></p>	<p>(附則) 第1条 <u>この約款において「短期社債等」とは、社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。</u></p>

以上

# 投資信託約款の変更の案

## MAXISトピックスリスクコントロール（10%）上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p>② <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(投資の対象とする資産の種類) 第18条（略）</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>
<p>(利害関係人等との取引等) 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、<u>第18条第1項および前条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、<u>第18条第1項および前条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができる、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(利害関係人等との取引等) 第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（略）および受託者の利害関係人（略）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、<u>前2条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（略）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、<u>前2条</u>に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができる、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬</p>	<p>(収益の分配) 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬</p>

<p>に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。(略)</p>	<p>に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。(略)</p>
<p>(附則) 第1条 <u>削除</u></p>	<p>(附則) 第1条 <u>この約款において「短期社債等」とは、社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。</u></p>

以上

# 投資信託約款の変更の案

## MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p>③ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(投資の対象とする資産の種類等) 第18条（略）</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>
<p>(収益の分配) 第39条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第37条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>	<p>(収益の分配) 第39条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第37条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>
<p>(交換の指図等) 第45条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>	<p>(交換の指図等) 第45条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>

<p>わらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>	<p>かわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>
---	--

以 上

# 投資信託約款の変更の案

## MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略）</p> <p>③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。（略）</p>
<p>（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略）</p> <p>③ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>（投資の対象とする資産の種類等） 第18条（略）</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p>
<p>（収益の分配） 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>	<p>（収益の分配） 第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。（略）</p>
<p>（交換の指図等） 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>	<p>（交換の指図等） 第42条（略）</p> <p>④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（略）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にか</p>

<p>わらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>	<p>かわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。(略)</p>
---	--

以 上